

五霞町新型コロナウイルス感染症対応 業務継続計画

令和 4 年 3 月

五 霞 町

目次

1	計画の基本的な考え方	3
(1)	目的	3
(2)	適用範囲	3
(3)	対応方針	3
(4)	被害想定	3
(5)	位置づけ	4
2	業務の分類	5
(1)	業務の優先区分	5
(2)	優先区分を判断するに当たっての考え方	6
3	計画の発動及び解除	7
(1)	発動及び解除の方法	7
(2)	発動及び解除の判断基準	7
(3)	職員の配置	8
ア	職員配置の調整	8
イ	各課等における状況の把握	8
(4)	業務継続のための感染症対策	8
(5)	住民等への周知	9
4	計画の運用	9
(1)	教育・訓練	9
(2)	点検・見直し	9
5	業務優先区分一覧	10

1 計画の基本的な考え方

(1) 目的

五霞町新型コロナウイルス感染症対応業務継続計画（以下「本計画」という。）は、新型コロナウイルスなどの感染症に対し、業務の実施に必要な体制の確保を図るとともに、住民生活に必要不可欠な行政サービスを維持することを目的として、業務の継続、縮小、休止の整理や職員の配置といった業務継続上の基本的事項を示す計画である。

(2) 適用範囲

本町が施する全ての事務事業とする。

(3) 対応方針

本計画の目的を達成するため、次のとおり対応方針を定める。

対応方針 1 住民の生命と健康を守り、住民生活を維持するために必要不可欠な業務を優先して実施・継続する。

対応方針 2 感染症の拡大状況及び職員の勤務状況等により、通常業務の一部を縮小又は休止し、優先すべき業務に対し、職員を重点的に配置する。

対応方針 3 本計画は状況に応じ弾力的に運用する。

(4) 被害想定

本計画は、新型コロナウイルス感染症における流行のピーク時に、最大 40%の職員が自身又は家族のり患等により勤務困難となる状況を想定し、流行のピーク時に 60%の職員で業務を行うことを想定する。

【本町職員の想定勤務者数】

職員総数 ※ (令和 3 年 4 月 1 日時点)		想定勤務者数 (60%)
101 人		61 人

※ 定員管理調査に基づく職員数

(5) 位置づけ

本計画と関係する町の計画は次のとおりである。

① 五霞町における新型インフルエンザ対策行動計画	
内容	新型インフルエンザ等対策特別措置法第8条第1項の規定に基づく計画であり、新型インフルエンザ等への対策の基本方針を示すものである。

② 五霞町における新型コロナウイルス感染症対策行動計画	
内容	新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部改正により、対象となる感染症に新型コロナウイルスが追加されたことから、①の「新型インフルエンザ対策行動計画」を「新型コロナウイルス感染症対策行動計画」に改正したものである。 新型コロナウイルス感染症対策の最上位に位置づけられる計画である。

③ 新型コロナウイルス感染症の発生時における五霞町職員の勤務等についての取扱いに関するガイドライン	
内容	新型コロナウイルス感染症が発生した場合における本町職員の勤務等の取扱いを定めたものである。 発生段階別の対策や本町職員が感染者又は濃厚接触者となった場合の対応等についてのルールが定められている。

2 業務の分類

(1) 業務の優先区分

下表に示す業務優先区分表に基づき、応急対策業務と通常業務に区分する。

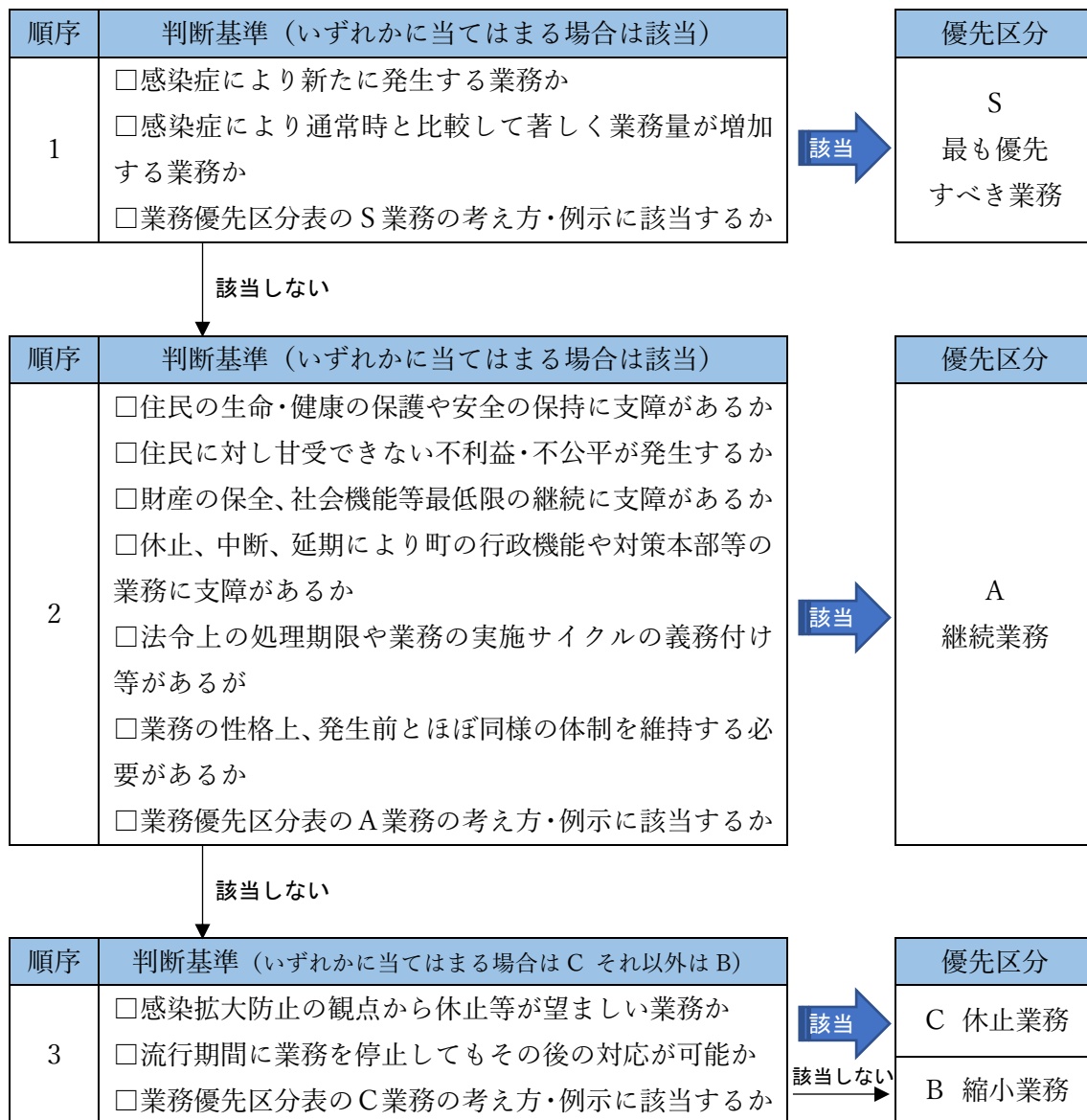
応急対策業務は、S（最も優先すべき業務）とし、通常業務は、A（継続業務）、B（縮小業務）、C（休止業務）の3分類とする。

【業務優先区分表】

優先度	区分		内容	該当する業務
高い  低い	応急対策業務	(最も優先すべき業務) S	感染症により通常時と比較して著しく業務量が増加する業務や新たに発生する業務で、最も優先すべき業務	○感染拡大防止対策（保健医療体制の確保） ○危機管理上必要となる業務（対策本部の運営、住民等への情報提供） ○臨時で実施する経済対策、生活支援に係る業務など
		(継続業務) A	業務量を縮小せず優先的に継続する業務 ※法定受託事務で国又は県から休止等の方針が示された場合は、その指示に従う	○住民の生命、身体、財産を守るための業務（福祉や介護支援、社会的弱者への生活支援など） ○住民生活の維持に係る業務（消防、道路・河川・上下水道等の維持管理、ごみ収集、生活に直結する手当・給付金の支給、戸籍業務） ○町業務の基盤維持に関する業務（各種システムの維持、庁舎の維持管理、関係機関との連絡調整） ○法令等により実施が義務付けられている業務（選挙、法定検査）
	通常業務	(縮小業務) B	業務量の縮小が可能な業務	○対面以外の方法により対応が可能な業務（許認可、届出、交付等の窓口業務） ○継続及び休止以外の業務（内部業務）
		(休止業務) C	休止（中断、延期を含む）が可能な業務	○多数の人が集まる業務（施設運営、イベント、会議、集会、研修、行事） ○緊急性を要しない業務（調査、研究、企画業務）

(2) 優先区分を判断するに当たっての考え方

業務の優先区分を判断するに当たっては、次に示す判断基準により行う。



※ 本町における業務優先区分は、10 ページ以降に記載。

3 計画の発動及び解除

(1) 発動及び解除の方法

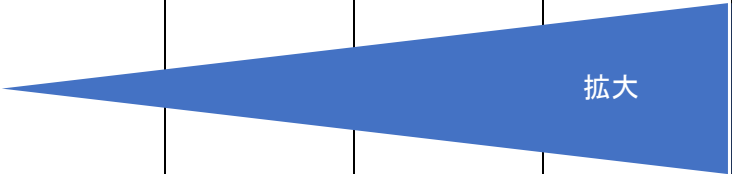
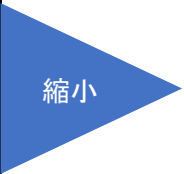
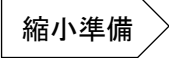
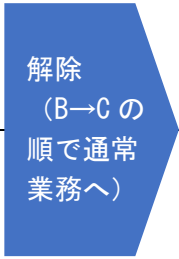
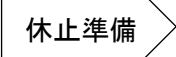
業務継続計画の発動及び解除は、五霞町における新型コロナウイルス感染症対策行動計画で定める新型コロナウイルス感染症対策本部の決定を経て、本部長の指示により行う。

(2) 発動及び解除の判断基準

発動については、感染症の拡大状況、職員の勤務状況、国県及び近隣自治体の状況等を総合的に勘案し、発生段階に応じて段階的に発動することを基本とする。

なお、C（休止業務）及びB（縮小業務）は、職員の勤務状況等に応じ、対策本部の決定により弾力的に運用できるものとする。

解除については、発生段階が小康期に入った段階で行うことを基本とする。

発生段階	国内発生期	県内発生期	町内発生期	町内感染期	小康期
段階内容	国内・近隣県で感染者が発生し始めた段階	県内・近隣市町村で感染者が発生し始めた段階	町内で感染者が発生し始めた段階	町内で感染者が多数発生した段階	感染者の発生が減少し流行が低い水準となった段階
S 最も優先すべき業務					
A 継続業務					
B 縮小業務					
C 休止業務					

(3) 職員の配置

ア 職員配置の調整

職員の勤務状況等により S（最も優先すべき業務）及び A（継続業務）の実施に必要な人員が不足した場合は、B（縮小業務）及び C（休止業務）に従事していた職員を応援職員として配置する。

応援職員の配置に関し、課等を超えて行う場合は、当該関係課間において調整し、人事担当課長が決定するものとする。

イ 各課等における状況の把握

職員配置の調整を適切かつ円滑に実施するため、課等においては、次の状況把握を行うものとする。

区分	項目	内容
事前	業務フローの確認	担当職員又はその家族が感染又は濃厚接触により出勤できなくなることを想定し、応援職員が当該業務を処理することができるよう業務フローの確認を行う。
	業務経験者並びに必要な資格及び免許の確認	S（最も優先すべき業務）及び A（継続業務）の実効性を確保するため、当該業務の経験者並びに必要な資格及び免許をあらかじめ確認しておく。
発動時	職員勤務状況の把握	・職員は、勤務前の検温及び健康状態の確認を行う。 ・感染等により出勤できない場合は、速やかに所属長へ連絡する。 ・所属長は、上記連絡に対し、勤務できない理由、職員及び家族の健康状態、PCR 検査実施の有無及びその結果、復帰の目安等を確認する。

(4) 業務継続のための感染症対策

業務を継続し、行政機能を維持するためには、組織全体で感染症対策を徹底することが重要である。

よって、国の方針等に基づき、下記の対策を適宜実施するものとする。

ア 職員個人の対策（手洗い・手指消毒、マスク着用、咳エチケットなど）

イ 勤務体制による対策（在宅勤務、時差出勤など）

ウ 執務環境における対策（アクリル板の設置、執務スペースの確保、消毒や換気の実施など）

エ 指定管理者・受託事業者への協力要請

(5) 住民等への周知

業務継続計画を発動及び解除した際は、町ホームページやメールマガジン、SNSなどの各種媒体を用いて、速やかに住民、事業者等へ広く周知するとともに、業務の縮小や休止による行政サービスの低下について、理解と協力を求めるものとする。

また、高齢者や障害者などの要配慮者に対しては、関係機関と連携し情報提供を行うなど、情報格差の発生防止に努めるものとする。

4 計画の運用

(1) 教育・訓練

本計画の実効性を確保するためには、日頃からの教育・訓練が重要であるとともに、職員一人一人が高い意識を持つことが必要である。

前提とする感染症が流行した場合、従来の業務経験・知識だけでは対応できない事態が起り得ることが想定される。

このような事態に備え、業務をどのように継続すべきかを日頃から職場内で話し合っておくことが重要である。

(2) 点検・見直し

本計画は、その実効性を維持・向上させる観点から、適宜点検を実施するとともに、次の場合においては、必要に応じて見直しを行うものとする。

- ア 感染症に関する新たな知見が得られた場合
- イ 国県から新たな方針や対策等が示された場合
- ウ 関連する町の計画等を改訂した場合
- エ 訓練等の実施において課題等を把握した場合
- オ 行政組織機構の改革を実施した場合
- カ その他見直しが必要となった場合

5 業務優先区分一覧

総務課 庶務人事グループ

No.	業務	区分
1	業務継続計画に基づく各課との業務継続の総合調整に関する事。	S
2	新型コロナウイルス感染症発生時における職員の勤務形態に関する事。	S
3	新型コロナウイルス感染症発生時における職員間の応援体制構築に関する事。	S
4	職員の任免，分限，懲戒，服務等に関する事。	A
5	職員の給与，勤務時間その他勤務条件に関する事。	A
6	議案の調製及び議会との連絡調整に関する事。	A
7	公告式に関する事。	A
8	文書の収受，配布及び発送に関する事。	A
9	文書管理システムに関する事。	A
10	選挙管理委員会に関する事。	A
11	選挙の執行管理に関する事。	A
12	選挙人名簿の調製に関する事。	A
13	検察審査員候補者予定者名簿の調製に関する事。	A
14	裁判員候補者予定者名簿の調製に関する事。	A
15	会計年度任用職員任免，分限，懲戒，服務等に関する事。	A
16	職員の福利厚生に関する事。	B
17	市町村職員共済組合及び市町村総合事務組合に関する事。	B
18	公務災害補償に関する事。	B
19	条例，規則，規程等の制定，改廃及び整理に関する事。	B
20	情報公開に関する事。	B
21	個人情報及び特定個人情報の保護に関する事。	B
22	五霞町行政不服審査会に関する事。	B
23	行政手続に関する事。	B
24	公平委員会に関する事。	B
25	内部統制に関する事。	B
26	公益通報者保護の事務に関する事。	B
27	職員定数の管理及び総合調整に関する事。	C
28	職員の人事及び人事評価制度に関する事。	C
29	職員の研修に関する事。	C

30	職員の人材育成に関すること。	C
31	文書事務の指導及び改善に関すること。	C
32	文書の引継ぎ，整理，保存及び廃棄に関すること。	C
33	固定資産評価審査委員会に関すること。	C

総務課 財務グループ

No.	業務	区分
1	庁舎の感染予防対策に関すること。	S
2	予算編成及び執行管理に関すること。	A
3	資金計画に関すること。	A
4	庁舎等の維持管理に関すること。	A
5	公用車の管理に関すること。	A
6	指定管理者制度に関すること。	B
7	共通物品の調達及び庁用備品の管理に関すること。	B
8	請負契約及び入札に関すること。	B
9	建設工事等指名業者選定委員会に関すること。	B
10	建設工事及び委託業務の検査に関すること。	B
11	財政計画に関すること。	C
12	地方債及び一時借入金に関すること。	C
13	寄附採納に関すること。	C
14	財政状況の公表に関すること。	C
15	地方交付税に関すること。	C
16	基金の管理に関すること。	C
17	公共施設等総合管理計画に関すること。	C
18	公有財産の取得，管理及び処分に関すること。	C
19	財産台帳の整備に関すること。	C
20	公有建物の火災保険に関すること。	C
21	行政界に関すること。	C
22	建設工事等入札参加者の資格審査に関すること。	C
23	その他財務に関すること。	C

総務課 秘書グループ

No.	業務	区分
1	新型コロナウイルスに係る記者会見に関すること。	S

2	秘書及び渉外に関すること。	A
3	重要事項の調整に関すること。	A
4	公印の管理に関すること。	A
5	公聴に関すること。	B
6	請願及び陳情に関すること。	B
7	総合教育会議に関すること。	B
8	行政相談委員に関すること。	B
9	コミュニティの推進に関すること。	B
10	地縁団体に関すること。	B
11	市民協働（NPOを含む。）に関すること。	B
12	町政報道及び報道機関との連絡に関すること。	B
13	儀式、褒賞及び表彰に関すること。	C

総務課 人権推進室

No.	業務	区分
1	人権問題の啓発に関すること。	B
2	人権問題の相談等に関すること。	B
3	住宅新築資金等貸付事業の償還に関すること。	B
4	男女共同参画に関すること。	B
5	国際交流に関すること。	B
6	多文化共生に関すること。	B
7	その他人権問題対策に関すること。	B
8	人権擁護委員に関すること。	C
9	ふれあいセンターの管理運営に関すること。	C

まちづくり戦略課 政策グループ

No.	業務	区分
1	新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金に関すること。	S
2	統計調査に関すること。	A
3	統計調査員に関すること。	A
4	基本構想及び基本計画に関すること。	B
5	地方創生に関すること。	B
6	企業版ふるさと納税に関すること。	B
7	持続可能な開発目標(SDGs)の推進に関すること。	B

8	実施計画及び事務事業の進行管理に関すること。	B
9	施策評価に関すること。	B
10	庁議に関すること。	B
11	政策会議に関すること。	B
12	企画員会議に関すること。	B
13	庁内の連絡調整に関すること。	B
14	事務改善委員会に関すること。	B
15	行政改革の推進に関すること。	B
16	行政組織に関すること。	B
17	広域行政に関すること。	B
18	包括連携協定に関すること。	B
19	他の課又はグループに属さない事項の調整に関すること。	B
20	政策の調査企画に関すること。	C
21	地方分権及び地域主権に関すること。	C
22	統計資料に関すること。	C

まちづくり戦略課 広報戦略グループ

No.	業務	区分
1	新型コロナウイルスに係る報道機関との連絡調整に関すること。	S
2	新型コロナウイルスに係る情報発信に関すること。	S
3	新型コロナウイルス関連の情報システムに関すること。	S
4	職員の在宅勤務に関する情報端末機器に関すること。	S
6	庁内システムの総合調整に関すること。	A
7	社会保障・税番号制度の利活用推進に関すること。	A
8	広報紙の発行に関すること。	B
9	ホームページ等の企画、管理等に関すること。	B
10	ふるさと納税に関すること。	B
11	広告掲載審査に関すること。	B
12	情報政策に関すること。	B
13	地域情報化の推進に関すること。	B
14	情報セキュリティポリシーに関すること。	B
15	その他情報発信に関すること。	B
16	シティプロモーションに関すること。	C
17	フィルムコミッションに関すること。	C

18	観光に関すること。	C
19	イベントに関すること。	C

町民税務課 町民グループ

No.	業務	区分
1	印鑑登録及び証明の交付に関すること。	A
2	諸証明手数料の収納に関すること。	A
3	戸籍の編成、記録及び整備保管に関すること。	A
4	住民基本台帳の記録及び整備保管に関すること。	A
5	住民基本台帳の閲覧に関すること。	A
6	住民基本台帳ネットワークシステムに関すること。	A
7	住民基本台帳事務における支援措置に関すること。	A
8	個人番号の付番に関すること。	A
9	個人番号カードの申請、交付及び更新に関すること。	A
10	破産者、成年被後見人等に関すること。	A
11	犯罪人名簿及び身上調査書に関すること。	A
12	埋火葬の許可並びに火葬場及び霊柩車の使用に関すること。	A
13	自動車の臨時運行許可に関すること。	A
14	国民健康保険事業の運営に関すること。	A
15	国民健康保険被保険者の資格管理及び各種申請受付に関すること。	A
16	国民健康保険給付に関すること。	A
17	特定健康診査に関すること。	A
18	疾病予防に関すること。	A
19	国民年金関係書類の受付及び進達に関すること。	A
20	後期高齢者医療被保険者の資格管理及び各種申請受付に関すること。	A
21	医療福祉費申請受付及び支給に関すること。	A
22	養育医療に関すること。	A
23	旅券発給に関すること。	A
24	罹災証明書及び被災証明書の交付申請受付及び発行に関すること。	A
25	謄抄本及び諸証明の交付に関すること。	B
26	相続税法(昭和 25 年法律第 73 号)第 58 条第 1 項の通知の作成に関すること。	B
27	常住人口調査に関すること。	B
28	人口動態調査に関すること。	B

29	特別永住許可申請受付及び証明書に関すること。	B
30	公印の管理に関すること。	B
31	国民健康保険特別会計に関すること。	B
32	国民健康保険運営協議会に関すること。	B
33	後期高齢者医療特別会計に関すること。	B
34	就学祝金の交付に関すること。	B
35	新生児出産祝い金の支給に関すること。	B
36	小学校等入学祝い金の支給に関すること。	B
37	窓口案内に関すること。	B
38	結婚支援に関すること。	C

町民税務課 税務グループ

No.	業務	区分
1	新型コロナウイルス感染症の影響による町税等の取扱に関すること。	S
2	固定資産税の賦課及び調定に関すること。	A
3	固定資産の評価に関すること。	A
4	軽自動車税の賦課及び調定に関すること。	A
5	町県民税の賦課及び調定に関すること。	A
6	法人町民税の申告に関する調定及び台帳の整備保管に関すること。	A
7	町税の徴収及び収納消込に関すること。	A
8	町税の徴収猶予、欠損処分等に関すること。	A
9	税関係の証明に関すること。	A
10	国民健康保険税の賦課及び調定に関すること。	A
11	後期高齢者医療保険料の賦課事務に関すること。	A
12	後期高齢者医療保険料の徴収に関すること。	A
13	国民健康保険税の徴収に関すること。	A
14	住家被害認定調査に関すること。	A
15	固定資産税賦課資料の収集及び調査に関すること。	B
16	固定資産税台帳及び公図の整備保管に関すること。	B
17	固定資産税に関する審査請求に関すること。	B
18	国有資産等所在市町村に対する交付金に関すること。	B
19	軽自動車税に関する審査請求に関すること。	B
20	町県民税の賦課資料の収集及び調査に関すること。	B
21	町県民税及び所得税の申告受付に関すること。	B

22	町県民税の課税台帳の整備及び保管に関する事。	B
23	町県民税に対する審査請求に関する事。	B
24	県民税の取扱いに関する事。	B
25	町たばこ税に関する事。	B
26	滞納整理及び滞納処分に関する事。	B
27	茨城租税債権管理機構との連絡調整に関する事。	B
28	振替納税に関する事。	B
29	国民健康保険税台帳等の整備保管に関する事。	B
30	その他税等に関する事。	B
31	租税教育に関する事。	C

町民税務課 会計室

No.	業務	区分
1	支出負担行為の確認に関する事。	A
2	支出票の審査に関する事。	A
3	給与等の支払に関する事。	A
4	歳入歳出予算の収支及び決算に関する事。	A
5	現金の出納及び保管に関する事。	A
6	保証金及び担保品等の出納に関する事。	A
7	有価証券の出納及び保管に関する事。	A
8	指定金融機関に関する事。	B
9	公印の保管に関する事。	B
10	その他出納に関する事。	C

健康福祉課 健康支援室

No.	業務	区分
1	新型コロナウイルス感染症対策本部に関する事。	S
2	新型コロナウイルス感染症の発生状況に関する事。	S
3	国、県との連絡調整等に関する事。	S
4	新型コロナウイルス感染症の相談に関する事。	S
5	新型コロナウイルス感染者及び濃厚接触者の支援に関する事。	S
6	その他新型コロナウイルス感染症に関する事。	S
7	各種予防接種に関する事。	A
8	結核予防及び感染症に関する事。	A

9	各種検診事業に関すること。	B
10	地域医療及び救急医療に関すること。	B
11	献血推進に関すること。	B
12	保健センター等の管理運営に関すること。	B
13	保健指導及び栄養指導に関すること。	B
14	子育て世代包括支援に関すること。	B
15	精神保健事業に関すること。	B
16	保健衛生思想の普及向上に関すること。	C
17	健康増進法(平成 14 年法律第 103 号)に基づく健康づくりに関すること。	C
18	薬物乱用防止に関すること。	C
19	食生活改善推進会に関すること。	C
20	健康づくり協力員に関すること。	C
21	その他保健業務の推進及び予防衛生に関すること。	C

健康福祉課 社会福祉グループ

No.	業務	区分
1	新型コロナウイルス対策に関する給付金支給に関すること。	S
2	保育所等運営費支弁に関すること。	A
3	要保護児童(児童虐待)に関すること。	A
4	災害救助及び災害時要支援者に関すること。	A
5	生活保護に関すること。	A
6	生活困窮者自立相談支援事業に関すること。	A
7	自殺対策に関すること。	A
8	障害福祉サービス、介護給付及び訓練等給付に関すること。	A
9	自立支援医療(更生、育成及び精神通院)に関すること。	A
10	児童福祉に関すること。	B
11	母子福祉に関すること。	B
12	子ども子育て支援事業に関すること。	B
13	保育所等利用者負担に関すること。	B
14	保育所等入所事務に関すること。	B
15	行旅病人及び行旅死亡人に関すること。	B
16	日本赤十字社に関すること。	B
17	保護司に関すること。	B
18	民生委員及び児童委員に関すること。	B

19	各種援護事業に関すること。	B
20	障害者(児)の諸助成に関すること。	B
21	地域生活支援事業に関すること。	B
22	障害者(身体障害者、療育及び精神保健福祉)手帳交付に関すること。	B
23	障害者(児)の諸手当に関すること。	B
24	障害者(児)団体に関すること。	B
25	社会福祉協議会の運営に関すること。	B
26	地域福祉計画、障害者計画及び障害者福祉計画に関すること。	B
27	福祉センター「ひばりの里」の管理運営に関すること。	B
28	児童館の管理運営に関すること。	B
29	その他障害者(児)等福祉に関すること。	C
30	次世代育成支援に関すること。	C

健康福祉課 高齢者支援グループ

No.	業務	区分
1	介護保険給付に関すること。	A
2	介護保険事業地域支援事業(総合事業)に関すること。	A
3	介護保険事業地域支援事業(包括的支援・任意事業)に関すること。	A
4	地域包括支援センターに関すること。	A
5	緊急通報システムに関すること。	A
6	老人保護措置に関すること。	B
7	高齢者福祉計画及び介護保険事業計画に関すること。	B
8	介護保険認定調査に関すること。	B
9	介護保険認定審査会運営に関すること。	B
10	介護保険被保険者資格管理に関すること。	B
11	介護保険料賦課徴収に関すること。	B
12	介護保険施設事業者調整に関すること。	B
13	介護保険料及び給付サービスの苦情処理業務に関すること。	B
14	その他介護保険事務に関すること。	B
15	介護保険事業地域支援事業(社会保障充実事業)に関すること。	B
16	地域密着型サービス施設に関すること。	B
17	介護予防センター「やすらぎの家」の管理運営に関すること。	B
18	在宅福祉サービス事業に関すること。	B
19	介護用品支給事業に関すること。	B

20	シルバー人材センターに関する事。	B
21	心配ごと相談事業に関する事。	C
22	権利擁護に関する事。	C
23	老人クラブ活動支援に関する事。	C
24	老人大学に関する事。	C
25	高齢者福祉大会に関する事。	C

生活安全課 防災グループ

※令和4年4月1日から

No.	業務	区分
1	災害時等における新型コロナウイルス感染症拡大防止対策に関する事。	S
2	防災会議及び災害対策本部に関する事。	A
3	防災行政無線の総括管理に関する事。	A
4	自主防災組織に関する事。	A
5	水防に関する事。	A
6	国民保護に関する事。	A
7	消防団員の任免、訓練その他の消防団に関する事。	B
8	消防施設の整備及び維持管理に関する事。	B
9	その他消防に関する事。	B
10	地域防災計画に関する事。	B
11	その他防災対策に関する事。	B
12	交通安全対策に関する事。	B
13	交通安全施設の設置及び維持管理に関する事。	B
14	県民交通災害共済事業に関する事。	B
15	火災予防意識の啓発に関する事。	C
16	交通安全指導に関する事。	C
17	自衛官募集事務に関する事。	C
18	自衛隊協力会に関する事。	C

生活安全課 くらし環境グループ

※令和4年4月1日から

No.	業務	区分
1	一般廃棄物に関する事。	A
2	動物の死体処理に関する事。	A
3	墓地に関する事。	A
4	公害の防止及び調査指導に関する事。	A

5	廃棄物の不法投棄に関すること。	A
6	土地の埋立て、盛土及び堆積等の規制に関すること。	A
7	防犯灯等の管理に関すること。	A
8	公共交通の運行に関すること。	A
9	し尿処理に関すること。	B
10	動物愛護及び狂犬病予防に関すること。	B
11	その他環境保全及び環境衛生に関すること。	B
12	産業廃棄物に関すること。	B
13	その他公害防止対策に関すること。	B
14	地域公共交通に関すること。	B
15	消費生活用製品の安全に関すること。	B
16	環境に係る調査及び計画に関すること。	C
17	地球温暖化対策に関すること。	C
18	浄化槽に関すること。	C
19	環境美化推進に関すること。	C
20	空き地等の環境保全に関すること。	C
21	環境審議会に関すること。	C
22	さしま環境管理事務組合に関すること。	C
23	水質等環境調査に関すること。	C
24	空き家等対策に関すること。	C
25	再生可能エネルギーの推進に関すること。	C
26	防犯意識の啓発に関すること。	C
27	防犯協会に関すること。	C
28	地域安全センターに関すること。	C
29	消費生活相談に関すること。	C
30	家庭用品品質表示に関すること。	C

産業課 地域振興グループ

No.	業務	区分
1	農商工関係の感染症対応に関すること。	S
2	農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想に関すること。	B
3	果樹園芸に関すること。	B
4	畜産に関すること。	B
5	農業災害に関すること。	B

6	農業振興地域整備計画に関すること。	B
7	農地中間管理機構に関すること。	B
8	森林に関すること。	B
9	元気アッププランに関すること。	B
10	人・農地プランに関すること。	B
11	認定農業者の認定に関すること。	B
12	担い手の育成及び支援に関すること。	B
13	農業者貸付け及び補助に関すること。	B
14	穀物改良に関すること。	B
15	定年帰農及び新規就農の支援に関すること。	B
16	エコ農業の推進に関すること。	B
17	農業用廃プラスチックの適正処理に関すること。	B
18	病虫害防除に関すること。	B
19	地域再生協議会に関すること。	B
20	農業経営所得安定対策に関すること。	B
21	食料の生産需給に関すること。	B
22	茨城むつみ農業協同組合との総合調整に関すること。	B
23	土地改良事業に関すること。	B
24	道の駅ごかに関すること。	B
25	商工会との総合調整に関すること。	B
26	計量器の検定に関すること。	B
27	工業クラブとの総合調整に関すること。	B
28	中小企業制度資金に関すること。	B
29	雇用の促進に関すること。	C
30	生活改善センターに関すること。	C
31	市民農園に関すること。	C
32	多目的集会センターの管理運営に関すること。	C

産業課 農業委員会グループ

No.	業務	区分
1	農業委員会の運営に関すること。	B
2	農業者年金に関すること。	B
3	人事及び服務に関すること。	B
4	公印の保管に関すること。	B

5	各種証明に関すること。	B
6	農業委員の選出に関すること。	B
7	農業委員会事業の目標及び活動計画並びに点検及び評価に関すること。	B
8	農政活動推進に関すること。	C

都市建設課 建設・地籍グループ

No.	業務	区分
1	町道及び橋梁の維持管理に関すること。	A
2	町道及び橋梁の災害復旧に関すること。	A
3	都市計画道路に関すること。	B
4	町道及び橋梁の新設及び改良に関すること。	B
5	土木工事の測量及び設計に関すること。	B
6	町道用地の買収及び補償に関すること	B
7	町道用地の登記に関すること。	B
8	町道の境界査定に関すること。	B
9	町道の認定、廃止及び変更に関すること。	B
10	町道占用の許認可に関すること。	B
11	土木資器材及び機械の管理保管に関すること。	B
12	都市公園等の維持管理に関すること。	B
13	国道及び県道の整備促進に関すること。	C
14	河川改修及び治水対策の促進に関すること。	C
15	都市公園等の新設及び改良に関すること。	C
16	道路台帳、橋梁台帳及び都市公園台帳の整備保管に関すること。	C
17	地籍調査事業に関すること。	C
18	基準点等の保全管理に関すること。	C

都市建設課 市街地整備推進室

No.	業務	区分
1	都市計画事業の認可に関すること。	B
2	国土利用計画法(昭和 49 年法律第 92 号)に関すること。	B
3	工場立地法(昭和 34 年法律第 24 号)に関すること。	B
4	屋外広告物に関すること。	B
5	建築許可及び建築確認の経由に関すること。	B
6	地域開発に関すること。	C

7	都市計画に係る基礎調査に関すること。	C
8	都市計画の決定及び変更に関すること。	C
9	都市計画事業の実施に関すること。	C
10	都市計画審議会に関すること。	C
11	土地区画整理事業に関すること。	C
12	企業誘致特別委員会に関すること。	C
13	住居系市街地の住宅建設促進 PR に関すること。	C
14	建築物の耐震改修促進に関すること。	C
15	緑地保全に関すること。	C
16	首都圏中央連絡自動車道五霞インターチェンジ周辺開発事業に関すること。	C
17	新市街地整備に関すること。	C

都市建設課 官民連携推進室

※令和4年4月1日から

No.	業務	区分
1	官民連携事業の検討、推進に関すること。	C

上下水道課 下水道グループ

No.	業務	区分
1	新型コロナウイルス感染症に係る下水道使用料支払い猶予に関すること	S
2	新型コロナウイルス感染症に係る農業集落排水使用料支払い猶予に関すること	S
3	職員等の安全確保、体調不良者の救護に関すること	S
4	下水道施設の維持管理に関すること。	A
5	下水道事業の補助及び起債に関すること。	A
6	排水設備の確認及び検査に関すること。	A
7	農業集落排水施設の維持管理に関すること。	A
8	農業集落排水事業の補助及び起債に関すること。	A
9	下水道事業計画及びその実施に関すること。	B
10	下水道事業の認可に関すること。	B
11	下水道事業受益者負担金等及び使用料の賦課及び徴収に関すること。	B
12	下水道事業の予算、決算及び財政に関すること。	B
13	下水道事業工事等の設計、施工及び監督に関すること。	B
14	農業集落排水事業計画及びその実施に関すること。	B
15	農業集落排水事業受益者分担金及び使用料の賦課及び徴収に関すること。	B

16	農業集落排水事業の予算，決算及び財政に関すること。	B
17	農業集落排水事業工事等の設計，施工及び監督に関すること。	B
18	排水設備指定工事店の指定，指導及び監督に関すること。	C
19	上下水道事業審議会に関すること。	C
20	下水道台帳の整備及び保管に関すること。	C
21	その他下水道事業に関すること。	C
22	農業集落排水台帳の整備及び保管に関すること。	C
23	その他農業集落排水事業に関すること。	C

上下水道課 水道グループ

No.	業務	区分
1	新型コロナウイルス感染症に係る水道料金支払い猶予に関すること	S
2	来庁者及び職員等の安全確保，体調不良者の救護に関すること	S
3	配水管の維持管理に関すること。	A
4	配水、導水、送水管及び給水装置の調査並びに修理に関すること。	A
5	給水装置の検査及びメーター取付けに関すること。	A
6	取水・浄水及び配水業務に関すること。	A
7	取水施設・浄水施設及び配水施設の維持管理に関すること。	A
8	薬品の納入・使用管理全般に関すること。	A
9	運転管理全般に関すること。	A
10	水質全般に関すること。	A
11	電気・機械及び計装の技術に関すること。	A
12	浄水場運転管理業務の委託・指導に関すること。	A
13	業務の総合調整に関すること。	B
14	予算及び決算に関すること。	B
15	出納その他会計事務に関すること。	B
16	契約に関すること。	B
17	広報及び宣伝に関すること。	B
18	浄水場庁舎の管理に関すること。	B
19	工事の調査設計及び工事施行に関すること。	B
20	給水装置工事指定業者及び主任技術者に関すること。	B
21	発生汚泥の処理・処分に關すること。	B
22	職員の身分取扱いに関すること。	C
23	資産の管理に関すること。	C

24	文書及び公印の管理に関する事。	C
25	器材の器具の管理に関する事。	C
26	水源の確保に関する調査及び計画に関する事。	C
27	給水計画に関する事。	C

教育委員会 学校教育グループ

No.	業務	区分
1	児童生徒に対する新型コロナウイルス感染症対策に関する事。	S
2	学校医及び関係機関との連絡調整等に関する事。	S
3	新型コロナウイルス感染拡大に伴う臨時休業に関する事。	S
4	教育委員会の会議に関する事。	A
5	教育予算その他議会の議決を経るべき議案に対する意見の申出に関する事。	A
6	県費負担教職員の人事に関する事。	A
7	学級編成に関する事。	A
8	教科用図書の採択事務及び給与事務に関する事。	A
9	学校給食に関する事。	A
10	事務局，学校その他の教育機関の職員(県費負担教職員を除く。)の人事に関する事。	B
11	就学区域審議会及び通学区域に関する事。	B
12	学校その他教育機関の設置，管理及び廃止に関する事。	B
13	教育委員会規則の制定又は改廃に関する事。	B
14	請願又は陳情等の処理に関する事。	B
15	教育に関する調査，統計及び広報に関する事。	B
16	職員(学校職員を除く。)の服務に関する事。	B
17	教育行政に関する相談に関する事。	B
18	教職員の服務に関する事。	B
19	学校医，学校歯科医及び学校薬剤師に関する事。	B
20	教育内容及びその取扱いに関する事。	B
21	五霞町立学校管理規則(昭和 48 年五霞町教育委員会規則第 7 号)に定められた報告，届出及び承認に関する事。	B
22	学校教材及び用具の整備に関する事。	B
23	学校保健及び環境衛生に関する事。	B
24	学校防災及び交通安全に関する事。	B
25	児童及び生徒の就学相談及び支援に関する事。	B

26	幼稚園就園奨励費に関すること。	B
27	学校における人権教育に関すること。	B
28	その他教育委員会及び学校教育に関すること。	B
29	学校教育施設の整備計画策定に関すること。	C
30	教育財産の取得及び処分の申出に関すること。	C
31	教育財産の管理に関すること。	C
32	公告式に関すること。	C
33	公印の管理に関すること。	C
34	文書の収受，発送，編さん及び保存に関すること。	C
35	職員(学校職員を除く。)の研修及び福利厚生に関すること。	C
36	教職員の研修及び福利厚生に関すること。	C

教育委員会 生涯学習グループ

No.	業務	区分
1	公民館の管理運営に関すること。	A
2	五霞町 B&G 海洋センター及び社会体育施設の管理運営に関すること。	A
3	家庭教育学級に関すること。	B
4	社会教育のために必要な設備，機会及び資料の提供に関すること。	B
5	生涯学習全般の企画及び運営に関すること。	B
6	青少年対策に関すること。	B
7	人権教育の推進に関すること。	B
8	堀之内集会所の管理及び運営に関すること。	B
9	その他社会教育及び社会体育に関すること。	B
10	社会教育機関の運営に関すること。	C
11	社会教育委員の委嘱及び会議に関すること。	C
12	各種社会教育団体の指導育成に関すること。	C
13	講座の開設及び討論会，講習会，研修会，講演会，展示会その他の集会の開催並びにこれらの奨励に関すること。	C
14	女性学級に関すること。	C
15	社会教育の資料の刊行及び配布に関すること。	C
16	情報の交換及び調査研究に関すること。	C
17	文化財の保護及び活用に関すること。	C
18	文化及び芸術の向上に関すること。	C
19	民族芸能の保存及び育成に関すること。	C

20	子ども会育成会に関する事。	C
21	町史編纂事業に関する事。	C
22	成人式の開催に関する事。	C
23	社会体育の企画及び指導に関する事。	C
24	スポーツ推進委員の委嘱及び社会体育関係団体の会議に関する事。	C
25	各種社会体育の教室、講習会、研修会、大会等の開催に関する事。	C
26	スポーツ及びレクリエーションの振興及び奨励に関する事。	C

教育委員会 学校統合準備室

No.	業務	区分
1	小学校統合の準備に関する事。	B
2	小中一貫教育の準備に関する事。	B
3	五霞町立小学校統合及び小中一貫教育の準備のための学校教育施設の整備に関する事。	B
4	五霞町立小学校統合及び小中一貫教育準備委員会の運営に関する事。	C

議会事務局 議会グループ

No.	業務	区分
1	新型コロナウイルス感染症に関する議員への連絡調整に関する事。	S
2	議員の身上及び議員報酬、費用弁償等に関する事。	A
3	職員の服務に関する事。	A
4	定例会、臨時会、委員会その他の会議に関する事。	A
5	議案、請願、陳情、決議、意見書等に関する事。	A
6	監査委員に関する事。	A
7	公印の保管に関する事。	B
8	文書の収受、発送及び保管に関する事。	B
9	議場その他関係各室の管理に関する事。	B
10	会議録の編集保管に関する事。	B
11	傍聴人に関する事。	B
12	議会における各種調査及び資料の収集並びに統計に関する事。	B
13	議会の広報に関する事。	B
14	議員共済会その他福利厚生に関する事。	B
15	諸法規の調査及び研究に関する事。	C